

諮問番号：令和6年度(2024年度)諮問第7号  
答申番号：令和7年度(2025年度)答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が○○漁業協同組合（以下「本件組合」という。）の令和〇年（20〇〇年）〇月〇日臨時総会第1号議案の決議（以下「本件決議」という。）を取り消さないとした処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人ら

審査請求人らは、本件決議は本件組合の定款（以下「本件定款」という。）及び定款附属書○○漁業協同組合役員選任規程（以下「本件選任規程」という。）に違反しており、本件処分は違法であるとし、以下のとおり主張する。

##### （1）無記名投票について

本件選任規程第4条第1項において、「第2条第1項の決議は、無記名投票によってこれを行う。」とされているところ、「無記名投票」の方法がとられる趣旨は、「誰がどのような投票をしたか。」が投票者以外の者に知られないこと、すなわち投票の秘密を守ることを目的としているものといわなければならない。

ところが、本件決議における書面による投票（以下「本件投票」という。）では、投票用紙自体は投票者の氏名を記載しない様式のものが使用されたが、その投票用紙を入れる封筒には、投票者の住所、氏名を記載することになっており、組合員番号が記載されていた。そのため、投票用紙自体には投票者の氏名が記載されていなくても、その投票用紙が上記のような封

筒に封入されていれば、封筒を開封する際に、誰がどのような投票をしたのかを知ることができる。

よって、本件投票は、本件選任規程第4条第1項に規定する「無記名投票」には当たらない。

また、郵便等による不在者投票については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の4第4項、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第10条の5、同規則別記第13号様式の7の規定によれば、外封筒には投票者の氏名を記載することとされているが、内封筒には投票者は一切の記載をしてはならないものとされている。

郵便による無記名投票のように、投票者が一切の記載をしない内封筒に投票用紙を入れたうえで、投票者の住所や氏名を記載した外封筒に入れなければ、投票の秘密（「誰がどのような投票をしたのか。」についての秘密）が守られず、「無記名投票」とはいえない。

処分庁は、本件処分をした理由として、「本件選任規程第7条は水産業協同組合法第32条第4項の規定により農林水産大臣が定めた役員選任規程例どおりに規定されており、本件組合は本件選任規程第7条の規定により役員選任手続を行っている。」と述べているが、本件決議に当たり本件選任規程第4条第1項が規定する「無記名投票」が行われたかどうかについては、形式的にのみ判断することは許されず、実質的に投票の秘密が守られていることまで考慮して判断されなければならない。

## （2）推薦会議の構成について

本件選任規程第3条第2項において、「組合長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員で、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。」とされている。

本件決議がされた際の推薦会議（以下「本件推薦会議」という。）は、本件選任規程別表に定める区域ごとに、当該区域に住所を有する正組合員の中から理事会によって選任された者をもって構成された。

その選任の過程には、各区域内に住所を有する正組合員の意思を反映する手続はとられておらず、「その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた。」との実質が存在しない。

よって、本件推薦会議は、本件選任規程第3条第2項に規定する要件を満たしていない。

処分庁は、本件処分をした理由として「推薦会議の構成員をどのように方法で選任するかについては、水産業協同組合法、定款等に別段の定めはない。」と述べているが、推薦会議は、実質的にも「その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた者をもって構成」されなければならない。

## 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

### 2 理由

#### (1) 「無記名投票」の要件を満たしているかについて

総会の決議の取消しについては、最高裁平成6年（行ツ）第182号平成6年（1994年）12月16日判決、福岡高裁平成6年（行コ）第1号平成6年（1994年）5月31日判決及び熊本地裁平成4年（行ウ）第4号平成5年（1993年）12月6日判決（以下これらの判決を「総会決議取消請求却下決定等取消等請求事件判決」と総称する。）によると、

「水協法第125条第1項が総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とする場合に総会決議の取消しを請求できると規定している趣旨は、その瑕疵が内容にわたらない形式的違法の場合には、（略）監督行政庁に取消権を認めて早期に合目的的にこれを確定させる方が瑕疵ある組合

の管理運営を迅速に治癒できる意図によるもの」とし、「同条に基づく取消請求は、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反する場合にのみ認められ、それ以外の決議内容の瑕疵等を理由とする場合には許されない。」とされている。つまり、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）第125条第1項の規定は、「総会の招集手続、決議の方法又は選挙の瑕疵が内容にわたらない形式的違法の場合」であるときに、監督行政庁の取消権を限定した趣旨であると解される。

また、本件選任規程は、農林水産大臣が定めた役員選任規程例に基づき規定されたものであることが認められ、投票については、本件選任規程第4条から第10条までにおいて規定されている。

本件において、処分庁は本件決議について、本件選任規程第4条第3項の規定のとおり、「所定の投票用紙が使用され、記名押印欄はなかった。」ことを確認しており、本件選任規程第7条の規定のとおり、「投票用封筒の表面には署名がある。」ことを確認している。また、本件選任規程第9条の規定のとおり、「議長の指示により事務局が賛否等の数の結果等を報告している。」こと、「保管と立会人による現物の確認について、議長が報告している。」ことを確認していることから、本件決議の手続や決議の方法に形式的な違法は認められない。

したがって、処分庁は上記のとおり、本件決議については、農林水産大臣が定めた役員選任規程例に基づき規定された本件選任規程に基づき、「総会の招集手続、決議の方法又は選挙の瑕疵が内容にわたらない形式的違法」である場合か否かを確認していることが認められ、その手続に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人らの主張する内封筒による投票方法については、本件定款や本件選任規程において具体的な規定はないため、審査請求人らの主張を採用することはできない。

（2）推薦会議の構成員は「その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた」と認められるかについて

上記（1）で述べたとおり、法第125条第1項の規定は、「総会の招集手続、決議の方法又は選挙の瑕疵が内容にわたらない形式的違法の場合」

であるときに、監督行政府の取消権を限定した趣旨であると解される。

また、本件選任規程は、農林水産大臣が定めた役員選任規程例に基づき規定されたものであることが認められ、選任議案については、本件選任規程第3条において規定されている。

本件において、処分庁は本件決議について、本件選任規程第3条第1項の規定のとおり、「代表理事職務執行者名で臨時総会の招集通知を発出し、別紙として役員候補者の氏名等を記載したものを添付している。」ことを確認している。また、本件選任規程第3条第2項の規定のとおり、「本件選任規程別表に定める各々の区域に住所を有する者である。」こと、「推薦会議で推薦された者（令和〇年〇月〇日に開催された推薦会議で決定）と議案の役員候補者とを照合し、相違はなかった。」ことを確認していることから、本件決議の手続や決議の方法に形式的な違法は認められない。

したがって、処分庁は上記のとおり、本件決議については、農林水産大臣が定めた役員選任規程例に基づき規定された本件選任規程に基づき、「総会の招集手続、決議の方法又は選挙の瑕疵が内容にわたらない形式的違法」である場合か否かを確認している。」ことが認められ、その手続に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人らの主張する推薦会議の構成員を理事会で決定されたことについては、本件定款や本件選任規程において具体的な規定はないため、審査請求人らの主張を採用することはできない。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年（2025年）3月10日 審査庁から諮問  
5月30日 第1回審議  
7月 3日 第2回審議  
7月30日 第3回審議  
9月 4日 第4回審議  
9月22日 第5回審議

#### 第5 審査会の判断

## 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、おおむね適正に行われたものと認められる。

なお、審査請求人から、「本件審査請求における口頭意見陳述から審理員の意見書提出まで約11か月半の期間を要したことは、合理的理由のない事務の遅延、懈怠であり、違法と評価されるべき事態である。」との意見が提出されている。口頭意見陳述（令和6年（2024年）3月15日）から審理員による意見書の提出（令和7年（2025年）2月28日）まで、審理員の交代があったものの、1度の質問が行われた（令和6年（2024年）6月28日）のみで、約11か月半の期間を要している。本件の場合、審査庁及び審理員においては、本件決議に係る役員の任期が終了し、新たな役員が選任される前に裁決がなされるような審理手続の進行管理が行われることが望ましい。

## 2 本件処分の適法性及び妥当性

### （1）法令等の規定について

法第125条第1項では、「組合員（略）が総組合員（略）の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政手続の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その決議又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政手続は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。」とされている。

法第32条第4項では、「主務大臣は、模範定款例を定めることができる。」とされ、同項の規定に基づき、農林水産大臣が模範定款例や役員選任規程例を定めている。

本件定款第28条第1項では、「役員は、正組合員が総会においてこれを選任する。」とされ、同条第4項では、「前3項に規定するもののほか、役員の選任は、附属書役員選任規程の定めるところによる。」とされている。

本件選任規程第2条第1項では、「役員は、総会の決議によって選任する。」とされている。

本件選任規程第3条第1項では、「役員の選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出する。」とされ、同条第2項では、「組合長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員で、その区域内に住所を有するこの組合の正組合員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。」とされている。

本件選任規程第4条第1項では、「第2条第1項の決議は、無記名投票によってこれを行う。」とされ、同条第3項では、「第1項の投票は、所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に投入して行わなければならない。」とされている。

本件選任規程第7条では、「前条の規定により投票用封筒及び投票用紙の交付を受けた正組合員が、書面による議決権を行使しようとする場合は、投票用紙に賛否を記入し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、定款43条第2項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出しなければならない。」とされている。

本件選任規程第9条第1項では、「議長は、投票が終わったときは、あらかじめ、総会において選任した立会人4人立会いの上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。」とされている。

## （2）本件処分について

総会決議取消請求却下決定等取消等請求事件判決によると、法第125条第1項が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とする場合に総会決議の取消しを請求できると規定している趣旨は、その瑕疵が内容にわたらない形式的違法の場合には、監督行政庁に取消権を認めるものとし、同条に基づく取消請求は、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反する場合にのみ認められ、それ以外の決議内容の瑕疵等を理由とする場合には許されないとされていることから、法第125条第1項の規定は、「総会の招集手続、決議の方法又は選挙の瑕疵が内容にわたらない形式的違法の場合」に限り、監督行政庁に取消権を認めるものと解される。

#### ア 無記名投票について

役員の選任に係る投票に関する規定については、農林水産大臣が定めた役員選任規程例に基づき、本件選任規程が定められており、本件選任規程第4条第1項の「無記名投票によってこれを行う。」との規定や同条第3項の「第1項の規定は、所定の投票用紙に賛否を記入し（略）」との規定のほか、本件選任規程第7条第1項に「書面による議決権を行使しようとする場合は、投票用紙に賛否を記入し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、定款第43条第2項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出しなければならない。」との規定、本件選任規程第9条第1項に「議長は、投票が終わったときは、あらかじめ、総会において選任した立会人4人の立会いの上投票箱を開き、投票を点検し（略）」との規定等がある。

処分庁は、本件処分に当たり、本件決議がこれらの規定どおりに手続がなされていることを確認しており、本件決議の手続及び決議の方法に形式的違法がある場合に当たらないという判断をしたことを覆すような事情は認められない。

したがって、この点について、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### イ 推薦会議の構成について

アで述べたとおり、農林水産大臣が定めた役員選任規程例に基づき本件選任規程が規定されており、推薦会議については、本件選任規程第3条第2項において規定されているが、構成員の選任方法については規定されていない。

処分庁は、本件選任規程第3条第2項に規定する推薦会議の構成員をどのような方法で選任するかについては、法、本件定款及び本件選任規程に別段の定めがなく、違法性を判断する立場にないとした上で、本件選任規程第3条第1項の規定のとおり「役員の選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出」していることを、「代表理事職務執行者名で臨時総会の招集通知を発出し、別紙として役員候補者の氏名等を記載したものを添付している。」こと等により確認し、本件選任規程第3条第2項

の規定のとおり、「本件選任規程別表に定める各々の区域に住所を有する者である。」こと及び「推薦会議で推薦された者（令和〇年〇月〇日に開催された推薦会議で決定）と議案の役員候補者とを照合し、相違はなかった。」ことを確認しており、本件決議の手続及び決議の方法に形式的違法がある場合に当たらないという判断をしたことを覆すような事情は認められない。

したがって、この点について、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委 員 徳 永 達 哉

委 員 不 動 洋 子

委 員 山 口 智 幸